

令和4年7月13日
文教・福祉常任委員会資料
福祉こども部
教育部

宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後の
あり方に関する意見書（案）について

令和4年6月22日に第4回宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会を開催し、「宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書（案）」を取りまとめられました。

このたび、意見書（案）につきまして、市民意見を募集する予定ですので、下記のとおりご報告いたします。

記

1 意見書（案）について

宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書（案） 資料1
市民意見募集用冊子 資料2

2 今後のスケジュールについて（予定）

令和4年7月15日～8月13日 パブリックコメント実施

8月～9月 第5回検討委員会開催

検討委員会より意見書提出

文教・福祉常任委員会報告

宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後の
あり方に関する意見書（案）

令和 4 年 月

宇治市乳幼児期の教育・保育の
あり方検討委員会

< 目 次 >

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
<u>第1章 乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方</u>	
1 乳幼児期の教育・保育の基本理念・・・・・・・・	2
2 宇治市の目指す子ども像・・・・・・・・	3
<u>第2章 宇治市における乳幼児期の教育・保育の課題と 今後のあり方</u>	
1 宇治市における乳幼児期の教育・保育の課題・・・・・・・・	4
2 宇治市における乳幼児期の教育・保育に求められるもの・・・	4
3 宇治市の公立施設における取組・・・・・・・・	5
<u>第3章 宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に 関する意見</u> ・・・・・・・・	6

はじめに

乳幼児期は、子どもたちが生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。乳幼児期の子どもは、日々の生活や遊びなどを通して、身体的成長に加え、生きる喜びや意味、心の豊かさや思いやり、社会性を育み、人としての生きる力の基礎を獲得していきます。

近年、少子化や核家族化の進行などの今日的な課題、さらには保護者の就労形態の多様化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。このような中で、特別な配慮や支援を必要とする子どもをはじめ、様々な状況にある全ての子どもたちの育ちと学びを保障していくため乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図っていく必要があります。

平成24年に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年には、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

また、平成29年に幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂（改定）され、施設類型に関係なく、非認知能力をはじめとする子どもたちに育みたい資質・能力の育成を図るため、質の高い教育・保育の提供が求められています。これらの乳幼児期の教育・保育の質の確保・向上に関しては、文部科学省の「幼児教育の実践の質向上に関する検討会」や厚生労働省の「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」等で国において検討されているところです。

宇治市においては、私立幼稚園や民間保育所・認定こども園が乳幼児期の教育・保育の一翼を担い、それぞれの施設が保護者ニーズや社会情勢の変化に応じた特色ある教育・保育を実践してきました。

一方で、公立幼稚園では、園児数の減少に伴い、平成22年に宇治市就学前教育のあり方検討委員会からの意見、また、平成29年の宇治市公立幼稚園検討委員会提言書を踏まえ、この間、預かり保育や一部の園で3年保育を試行実施してきました。しかし、さらなる園児数の減少により、子ども同士の触れ合う機会が減少するなど集団教育・保育上の適正規模の確保に関する課題は解決していない状況です。

このため、本検討委員会では、宇治市の乳幼児期の教育・保育を取り巻く様々な課題について、公立及び私立、民間の就学前施設それぞれが果たすべき役割を確かめながら、就学前施設の具体的な取組の方向性について議論を行ってきました。

この意見書に基づき、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、市内全ての就学前施設がそれぞれの役割を十分に果たしながら連携し、市全体の教育・保育の質の向上を共に支え合うことを期待しています。

第1章 乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方

全ての子どもたちが将来に夢と希望をもち健やかに育つため、地域、家庭、就学前施設間できめ細やかな連携をして、乳幼児期の子どもたちが輝ける環境をつくっていくことが重要です。そのため、乳幼児期の教育・保育についての基本理念や目指す子ども像について、就学前施設と小学校、中学校とで共有し、子どもの発達に応じた乳幼児期の教育・保育が行われることが必要です。

1 乳幼児期の教育・保育の基本理念

乳幼児期の教育・保育のより一層の充実に向けて、乳幼児期の教育・保育に関わる基本理念を定める必要があります。

基本理念は、子どもを育む大きな視点として、市民が共感し、共有できるものであることが必要です。

以下の検討委員会での意見を踏まえ、宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方の方向性が決まり次第、基本理念の検討を願います。

【子どもの健やかな成長の観点】

- ・子どもが現在（いま）を最もよく生きること。
- ・子どもが人として輝き、その輝きをつないでいくこと。

【特別な配慮や支援が必要な子どもの観点】

- ・特別な配慮や支援が必要な子どもの就学前施設での受け入れ環境の整備を進めること。
- ・誰一人取り残さず、子ども同士の出会いをしっかりと結んでいくこと。

【子どもの育ちと学びの連続性の観点】

- ・保幼こ小といった施設類型にかかわらず、人が交流することで連携を進めること。
- ・宇治市教育振興基本計画にあるとおり、「切れ目のない支援のため、幼児期から義務教育終了まで一貫した相談・支援体制を構築」し、就学前後の施設が密に連携して子どもの育ちと学びの連続性を保障していくこと。

【地域や家庭、施設の連携の観点】

- ・点と点が動きながら線や面を描き合うような連携を推進すること。
- ・連携（つながり）が子ども自身や保護者の安心感につながるように、きめ細やかに連携すること。

【乳幼児期の教育・保育の重要性の観点】

- ・子どもたちが、能動的に問いを見つけるような乳幼児期の教育・保育が、子どもたちの発達や学習の基盤、土台となること。

2 宇治市の目指す子ども像

宇治市の目指す子ども像については、検討委員会において、次の各種計画に定める方向性のとおり、宇治市の就学前施設と小学校、中学校とで共有していくものであることを確認しました。

- 『乳幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自立心を高める取り組みを推進するとともに、「生きる力」をはぐくんでいくことが重要です。（以下、略）』（第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画）
- 『「ふるさと宇治」を愛し、グローバルな視点に立ち、社会の変化を前向きにとらえ、主体的に考え行動し、よりよい人生と「あすの宇治」を創り出せる人』（第2次宇治市教育振興基本計画）

第2章 宇治市における乳幼児期の教育・保育の課題と今後のあり方

1 宇治市における乳幼児期の教育・保育の課題

宇治市の乳幼児期の教育・保育を取り巻く課題について、次のとおり整理しました。

就学前の乳幼児数の減少等について

少子化が進行し乳幼児数が減少する中、特に公立幼稚園の園児数は著しく減少し、子ども同士の触れ合う機会が減少するなど集団教育上の課題が生じている。

多様な就労形態への対応について

保護者の多様な就労形態により、施設類型を問わず、施設で過ごす時間の多様化に加え、求められる乳幼児期の教育・保育も多様化している。

特別な配慮や支援を要する子どもへの対応について

特別な配慮や支援が必要な子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細かで継続的な教育・保育を行うことが求められている。

私立・民間施設との連携・協働及び人材育成について

宇治市全域の保幼小連携などの取組を公立、私立、民間、施設類型を問わず全市的に連携・協働して行うとともに、教育・保育の質の向上に向けた人材育成が求められている。

家庭や地域、関係機関との連携について

幼稚園、保育所、認定こども園が地域に根差した施設として、子ども・保護者・地域が活動や交流を行っていくための拠点施設としての役割が求められている。

2 宇治市における乳幼児期の教育・保育に求められるもの

上記の課題に対し、その解決のためにこれからの乳幼児期の教育・保育に求められるものは、次のとおりです。

公立の就学前施設において基本となる教育・保育を実践することにより、市域全体の乳幼児期の教育・保育の質を確保・向上させること。

発達障害や医療的ケアを要する子どもなど、特別な配慮や支援が必要な子どもやその家庭に対し、これまで公立、私立、民間それぞれで積み上げてきた知識や経験を活かし、関係機関等との連携を図りながら、共に支援していく仕組みを構築すること。

小学校と保幼小連携の研究、研修を進め、その効果を共有し、市全体で連携・協働していくとともに、地域や家庭と連携し、子育て相談や地域行事への参加など、地域に根差した取組を進めること。

合同での各種研究、研修の実施を通じ、施設類型に関係なく教育・保育の基本理念を共有し、職員同士の連携の強化を図るとともに、人材育成に努めること。

3 宇治市の公立施設における取組

上記の課題や求められる教育・保育を踏まえ、次のとおり、公立施設の取組を進めていくことを期待します。

基本となる教育・保育を実践することにより、市域全体の乳幼児期の教育・保育の質を確保・向上させる取組を推進していくとともに、宇治市全体の教育・保育の見込量、需給調整の状況等を踏まえ、公立就学前施設の適正規模を維持すること。

発達障害や医療的ケアを要する子どもなど、特別な配慮や支援が必要な子どもやその家庭に対するセーフティネットを担うとともに、療育など福祉と連携・協働した支援体制を強化すること。

公立間の連携のしやすさを活かし、公立施設が先導的に小学校と宇治市全域の保幼小連携に向けた架け橋プログラムなど、教育・保育の質の向上に向けた研究、研修を、施設類型を問わず私立幼稚園や民間保育所・認定こども園と連携・協働して実施するとともに、これらの研究、研修機能や子育て相談など子育て支援機能の強化を図ること。

市域全体での職員同士の連携の強化及び教育・保育の質の向上を図るため、人材育成の推進や施設類型の垣根を超えた各種研究、研修の実施の場を設けること。

第3章 宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見

宇治市の乳幼児期の教育・保育施設を取り巻く課題として、「少子化が進行する中、就学前の乳幼児期に適正な規模での集団生活が必要であること」「女性の社会進出やテレワークの普及など多様な就労形態により、就学前施設で子どもが過ごす時間が多様化するとともに、求められる教育・保育も多様化していること」「特別な配慮や支援を要する子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細かな教育・保育を行う必要があること」「就学前施設で子どもが育ち、学ぶための環境整備が必要であること」が挙げられます。

こうした課題に的確に対応しつつ、子どもたちの健やかな成長を支え、宇治市における乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図るため、宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会が設置されました。

本検討委員会では、宇治市における乳幼児期の教育・保育についての現状や推移を様々なデータ等で把握するとともに、幼稚園・保育所(園)・認定こども園に対するアンケート結果の報告を受け、意見交換を重ねてきました。

私立幼稚園や民間保育所・認定こども園においては、これまでの間、宇治市における教育・保育の一翼を担ってきており、それぞれの施設が保護者ニーズや社会情勢の変化に応じた特色ある独自の教育・保育を実践することで、宇治市の乳幼児期の教育・保育の質の向上が図られてきています。また、地域や家庭と連携し、子育て相談や地域行事への参加に取り組むなど、地域に根差した拠点施設としての役割も果たしてきています。今後更なる教育・保育の質の向上、社会的役割が求められる中で、私立幼稚園や民間保育所・認定こども園には引き続きこうした取組を公立施設と協働しながら実践し活躍されることが求められています。

公立就学前施設においては、基本となる教育・保育を実践することにより市域全体の乳幼児期の教育・保育の質を確保・向上させる取組を推進するとともに、幼稚園教諭、保育士等の職員の人材育成を図っていく必要があります。

また、公立間の連携のしやすさを活かし、公立施設が先導的に小学校と宇治市全域の保幼小連携に向けた架け橋プログラム等の研究、研修を実施するとともに、これらの研究、研修機能や子育て相談など子育て支援機能の強化を図る役割も求められています。こうした取組を進めるにあたっては、公立幼稚園・保育所が核となり、私立幼稚園、民間保育所・認定こども園それぞれと協働し、研究、研修を推進していく必要があります。

さらに、発達障害や医療的ケアを要する子どもなど、特別な配慮や支援が必要な子どもやその家庭に対するセーフティネットを担うとともに、療育など福祉と連携を強め、私立幼稚園、民間保育所・認定こども園への支援体制の充実が求められています。

加えて、公立就学前施設については、宇治市全体の教育・保育の見込量、需給調整の状況等を踏まえた適正規模を維持することが求められており、検討委員会においては、認定こども園化も視野に入れながら、基本となる教育・保育を实践する公立幼稚園機能は残していく必要があると考えます。

宇治市の乳幼児期の教育・保育におかれましては、安心して子育てができる環境とともに子どもが健やかに育つ環境づくりが進み、子育て、子育て支援の充実に向けた取組を一層進められることを期待いたします。

《パブリックコメント》

宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書（案）への意見募集について

～ 市民の皆さんのご意見をお寄せください ～

乳幼児期は、子どもたちが生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。近年、少子化や核家族化の進行などの今日的な課題、さらには保護者の就労形態の多様化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。このような中で、特別な配慮や支援を必要とする子どもをはじめ、様々な状況にある全ての子どもたちの育ちと学びを保障していくため乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図っていく必要があります。

宇治市においては、私立幼稚園や民間保育所・認定こども園が乳幼児期の教育・保育の一翼を担い、それぞれの施設が保護者ニーズや社会情勢の変化に応じた特色ある教育・保育を実践してきました。

一方で、公立幼稚園では、園児数の減少に伴い、平成22年に宇治市就学前教育のあり方検討委員会からの意見、また、平成29年の宇治市公立幼稚園検討委員会提言書を踏まえ、この間、預かり保育や一部の園で3年保育を試行実施してきました。しかし、さらなる園児数の減少により、子ども同士の触れ合う機会が減少するなど集団教育・保育上の適正規模の確保に関する課題は解決していない状況です。

このため、本検討委員会では、宇治市の乳幼児期の教育・保育を取り巻く様々な課題について、公立及び私立、民間の就学前施設それぞれが果たすべき役割を確かめながら、就学前施設の具体的な取組の方向性について議論を行ってきました。

この度「宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書（案）」として取りまとめましたので、市民の皆さんからのご意見等を募集します。今後、これらのご意見等を考慮して更なる検討を進めてまいります。

宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会

（事務局：宇治市福祉こども部保育支援課・

教育部教育支援センター学校改革推進課）

ご意見等の募集

第1 意見等を提出できる方

- (1) 本市の在住、在勤、在学者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本意見書案に利害関係を有するもの

第2 提出の方法

書面に氏名、住所、ご意見等をご記入のうえ、下記の提出先のいずれかへ提出してください。その際の書面につきましては、別紙の意見等記入用紙以外の用紙に記入していただいても結構です。

第3 提出先

- (1) 持 参 : 保育支援課(市役所2階)若しくは学校改革推進課(市役所6階)又は市民の声投書箱(図書館、公民館、コミュニティセンター等市民の主な公共施設に設置)
- (2) 郵 便 : 〒611-8501(住所省略可) 宇治市保育支援課又は学校改革推進課 宛
- (3) ファクシミリ : 0774-21-0408 又は 0774-21-0400
- (4) 電子メール : hoikuka@city.uji.kyoto.jp 又は gakkokai kaku@city.uji.kyoto.jp
- (5) インターネット

宇治市ホームページに掲載の専用フォームから提出できます。右記QRコードからご確認ください。



第4 募集期間

令和4年7月15日(金)から令和4年8月13日(土)まで

第5 お問い合わせ先

パブリックコメントについての問合せは、保育支援課又は学校改革推進課までお願いします。

また、パブリックコメントのご案内及び「宇治市乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書(案)」は、宇治市ホームページにも掲載しております。

電話番号 : 0774-20-8732(保育支援課直通)
0774-20-8772(学校改革推進課直通)

ホームページ : <https://www.city.uji.kyoto.jp/>(宇治市トップページ)
宇治市トップページ 市政 情報公開 パブリックコメント

提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容(住所・氏名等)については公表いたしません。また、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

お寄せいただきましたご意見等の取りまとめの結果及びご意見等に対する回答につきましては、後日宇治市ホームページに公表予定です。

「宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書（案）」
に対する意見等記入用紙

住所（ 必須） （法人等は所在地）	〒 -	
ふりがな		
氏名（ 必須） （法人等は名称及び代表者氏名）		
該当するものに （ 必須）	在住、在勤、在学	市内に事務所を有する法人・個人等
	納税義務者	その他利害関係を有するもの

意見等記入欄	
--------	--

- 必須項目については、必ず記入してください。また、ご意見等の内容を確認させていただく場合があります。
- 意見等記入欄が足りないときは、別紙を添付してください。
- 提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。
- 意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。

提出先

持参： **保育支援課**（宇治市役所 2 階）若しくは **学校改革推進課**（宇治市役所 6 階）又は市民の声投書箱（市内の主な公共施設に設置）

郵便： 〒611-8501（住所省略可） **宇治市保育支援課**又は **学校改革推進課** 宛

FAX： 0774-21-0408 又は 0774-21-0400

E-Mail： hoikuka@city.uji.kyoto.jp 又は gakkokaikaku@city.uji.kyoto.jp

宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書（案）に関する
パブリックコメント手続実施要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、「宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書（案）」（以下「意見書（案）」という。）に関するパブリックコメント手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（意見提出対象者）

第2条 意見を提出することのできる対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の在住、在勤、在学者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、意見書（案）に利害関係を有するもの

（意見書案の公表）

第3条 宇治市乳幼児期の教育・保育の今後のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）は、意見書（案）を令和4年7月15日から令和4年8月13日までの間公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 保育支援課及び学校改革推進課の窓口並びに行政資料コーナーへの配架
- (3) その他委員会が適当と認める方法

（意見等の提出）

第4条 意見等の提出期間は、令和4年7月15日から令和4年8月13日までの間とする。

2 意見等の提出は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 保育支援課若しくは学校改革推進課への持参又は市民の声投書箱への投函
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) インターネット

3 意見等を提出するものは、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明記するものとする。

（意見等の考慮）

第5条 委員会は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、意見書（案）について決定を行うものとする。

2 委員会は、意見書（案）について決定を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する委員会の考え方を公表し、意見書（案）を修正した場合は、その修正内容を公表するものとする。ただし、宇治市情報公開条例第6条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

3 委員会は、前項の規定により委員会の考え方等を公表するときは、意見等の提出者に個別の回答は行わないものとする。また、提出された意見等のうち、類似の意見等については、それらを取りまとめた上で回答を行うことができるものとする。

4 第2項の公表方法については、第3条第2項の規定を準用する。

附 則

この要項は、令和4年7月15日から施行する。